

公示送達の手立て

〇〇地方裁判所 御中

原 告 山田 太郎
被 告 株式会社サギグループ

上記当事者間の事件につき、被告の住所、その他送達すべき場所が分からず、通常の手続では訴訟上の書類が送達できないため、公示送達を実施されるよう申し立てます。

平成 〇〇年 〇月 〇日

原 告 山田 太郎 印

添付書類（□にレ点を付したもの）

- 所在調査報告書
- 住民票（不在住証明書）
- 戸籍附票
- 商業登記簿謄本
-

以上